

受託出版物基準

公益社団法人日本複製権センター
平成28年4月1日

(受託可能出版物)

JRRCへ委託申請する出版物は以下の1、2の条件を満たしているものとする。

1 反社会的勢力に属する組織や個人の出版物でないこと

2 以下のa～cのいずれかに該当すること

- a. ISBN/ISSNコードが付与されている出版物
- b. ISBN/ISSNコードの付与がないが、国立国会図書館または日本書籍総目録データベースに登録されている出版物
- c. ISBN/ISSNコードの付与および上述のデータベースに登録がない出版物で、「委託出版物申請書」による申請が受理された出版物

　c. 付記

「委託出版物申請書」による申請が受理される出版物の条件

「委託出版物申請書」受理の条件は、以下の3点を満たすこと

- (1)ISBN/ISSNコード取得条件を満たしていること
- (2)権利者の出版物であることが証明できること
- (3)JRRCの利用者において複写利用が見込めない出版物でないこと

(委託出版物の書誌情報の提出)

3 a. 2-a、2-bに該当する出版物を委託する場合、あらかじめ定めた電子フォーマットに書誌情報を登録し、当センターが情報公開する前月までに、あらかじめ定めた電子的方法で提出する。

b. 2-cに該当する出版物の場合、「委託出版物申請書」の受理で書誌情報が提出されたものとする。

(非委託の出版物の書誌情報の提出)

4 a. 当センターに委託しない出版物は「非委託」情報を付加して、3-aで定めた方法で提出する。

b. 「非委託」以外の出版物は、管理委託契約款に従って、当センターに委託されたものとする。

ただし、基礎分配金は 3 で提出された書誌情報を元に算出する。

(書籍と定期刊行物の区別)

5 ISBNコードが付与されている出版物は書籍、ISSNコードが付与されている出版物は定期刊行物とする。

ISBNとISSNの両方が付与されている出版物は定期刊行物とする。

雑誌コードが付与されていてもISBNコードが付与されていれば、書籍とする。

6 ISBN/ISSNコードの付与がない場合は、以下の条件で区別する。

・終期を予定しないで同一タイトルで刊行し続ける発行形態をもつ出版物は定期刊行物とする。

・タイトルに巻・号表示している出版物で完結を予定する全集やシリーズものは書籍とする。

・上述以外は書籍とする。

(委託可能な書籍の委託)

- 7 ISBNコード単位で委託書出版物の書誌情報をあらかじめ定めた電子フォーマットで作成し提出する。
委託数は、ISBNコードの個数でカウントし、基礎分配額計算の参考とする。ただし、「非委託」は計算対象外とする。
- a. 改訂版等の場合、ISBNコードが異なるため別出版物として提出する。タイトルに改定版等であることがわかる表記をする。
 - b. 増刷等の場合、ISBNコードは不变のため新たに委託の申請は不要。
- 委託済み書籍のISBNコードと同一ISBNコードをもつ書籍を新たに委託した場合、既存委託物を新たな委託物に置き換える。
- c. ムック本やシリーズ本等、タイトルに巻次が付与されている書籍を委託した場合、タイトルで委託したものとし
原則すべての巻次の書籍を委託提出する。委託物に巻次のぬけあつた場合、すみやかに追加委託提出する。

8 ISBNコードが付与されていない書籍の場合、以下の方法で提出する。

- 委託数は、タイトル単位で個数をカウントし、基礎分配額計算の参考とする。ただし、「非委託」は計算対象外とする。
- a. 2-bの場合、タイトルごとに委託出版物の書誌情報をあらかじめ定めた電子フォーマットで作成し提出する。
 - b. 2-cの場合、別途定める「委託出版物申請書」にしたがって1タイトル1葉で提出する。

(委託可能な定期刊行物の委託)

- 9 ISSNコード単位で委託書出版物の書誌情報をあらかじめ定めた電子フォーマットで作成し提出する。
委託数はISSNコードの個数でカウントする。ISSNコードごとに刊行頻度による分配単価を設定し、基礎分配額計算の参考とする。
ただし「非委託」は計算対象外とする。
- a. 定期刊行物を委託した場合、同一ISSNコードをもつすべての発刊物が委託されたものとする。
 - b. タイトルを改編した場合、ISSNコードが異なるため別出版物として提出する。
 - c. 新たにISSNを取得せず申請した場合で、すでに同一ISSNで委託済みの場合、既存委託物を新たな委託物に置き換える。
 - d. 廃刊、休刊、廃刊等になった場合は、すみやかにJRRCへ連絡する。

10 ISSNコードが付与されていない場合

- 委託数は、タイトル単位で個数をカウントする。タイトルごとに刊行頻度による分配単価を設定し、基礎分配額計算の参考とする。
ただし「非委託」は計算対象外とする。
- a. 2-bの場合、タイトルごとに委託出版物の書誌情報をあらかじめ定めた電子フォーマットで作成し提出する。
 - b. 2-cの場合、別途定める「委託出版物申請書」にしたがって1タイトル1葉で提出する。

(委託を解除する出版物の書誌情報提出方法)

- 11 あらかじめ定めた解除通知用電子フォーマットに書誌情報を登録し、電子化したものを、
委託解除日の6か月前までに、あらかじめ定めた電子的方法で提出するものとする。